平成２６年度第３回

茨城県都市計画審議会議事録

日　時　　平成２７年３月２６日（木）午後１時３０分から
場　所　　水戸市笠原町９７８番６
　　茨城県庁舎１１階　１１０２共用会議室

Ⅰ　会議の日時及び場所

１　日時　平成２７年３月２６日（木）
　　午後１時３０分から午後３時３０分まで

２　場所　水戸市笠原町９７８番６
　　茨城県庁舎１１階　１１０２共用会議室

Ⅱ　出席した委員の氏名及び欠席した委員の氏名

別記名簿のとおり

Ⅲ　議題

別記付議案一覧のとおり

Ⅳ　議事

１　議事の公開

都計諮問第４号から第１０号までの公開が決定された。

２　議事録署名人の氏名

議長から議事録署名人として山形委員と中﨑委員が指名された。

３　議案審議

都計諮問第　４号　「水戸・勝田都市計画　区域区分の変更」
都計諮問第　５号　「水戸・勝田都市計画　臨港地区の変更（茨城港常陸那珂港区）」
都計諮問第　６号　「水戸・勝田都市計画　臨港地区の変更（茨城港大洗港区）」
都計諮問第　７号　「水戸・勝田都市計画　道路の変更」
都計諮問第　８号　「坂東市における廃棄物処理施設の敷地の位置に関する都市計画上の支障の有無について（建築基準法第５１条）」
都計諮問第　９号　「ひたちなか市における廃棄物処理施設の敷地の位置に関する都市計画上の支障の有無について（建築基準法第５１条）」
都計諮問第１０号　「研究学園都市計画事業中根・金田台特定土地区画整理事業の施行規程及び事業計画の変更に係る意見書について（土地区画整理法第７１条の３第６項，第１５項）」

【都計諮問第４号　「水戸・勝田都市計画　区域区分の変更」】
【都計諮問第５号　「水戸・勝田都市計画　臨港地区の変更（茨城港常陸那珂港区）」】
【都計諮問第６号　「水戸・勝田都市計画　臨港地区の変更（茨城港大洗港区）」】

○議　長　それでは，ただいまから審議を始めたいと思います。

都計諮問第４号水戸・勝田都市計画区域区分の変更，並びに都計諮問第５号水戸・勝田都市計画臨港地区（茨城港常陸那珂港区）の変更，それから都計諮問第６号水戸・勝田都市計画臨港地区（茨城港大洗港区）の変更，５号は茨城港常陸那珂港区，６号は茨城港大洗港区でございますが，ただいまの都計諮問第４号，５号，６号につきましては，それぞれ関連案件でございますので，事務局から一括して説明をお願いいたします。

○事務局　都市計画課と申します。よろしくお願いいたします。

私のほうから，都計諮問第４号　水戸・勝田都市計画区域区分の変更，それから第５号及び第６号，臨港地区の変更について，今，会長からお話がありましたとおり関連がございますので，一括でご説明をさせていただきます。

お手元の付議案につきましては，１ページから３ページ，付議案図面につきましては，１ページから３－２ページまでの計５ページになります。よろしくお願いいたします。

本案件でございますけれども，茨城港常陸那珂港区につきましては，埋め立て等の整備が完了する区域を港湾用地として本格稼働するに当たって，また，茨城港大洗港区につきましては，茨城港港湾計画に基づき港湾地区と一体となった拠点づくりを進めるに当たって，それぞれ市街化区域への編入及び臨港地区を指定し，港湾施設の整備を推進しますとともに，港湾の良好な管理運営を図るものであります。

また，本案件は，港湾管理者でありますところの茨城県から臨港地区の指定に関する申し出をいただいて，これに基づいて行うものでございます。詳細につきましては，正面のスクリーンでご説明させていただきたいと思います。よろしくお願いいたします。

まず，区域区分の変更についてでございます，区域区分いわゆる線引きの見直しにつきましては，大きく二つの方法がございます。一つが，おおむね５年ごとに実施しております都市計画基礎調査の結果などをもとにしまして，10年後を見通した線引きの大枠について，都市計画区域マスタープランとあわせて見直す定期的な見直し，それからこの定期見直しに加えまして，人口フレームの範囲内で，具体的な地区について計画的な整備の見通しが明らかになった段階で，関係機関の協議が終了したものについて行う随時の見直しがございます。今回，お諮りする案件につきましては，随時編入として行うものでございます。

続きまして，この都市計画区域の概要についてご説明をさせていただきます。

水戸・勝田都市計画区域でございますけれども，図面のとおり，県のほぼ中央部に位置しておりまして，水戸市，ひたちなか市，那珂市，大洗町，茨城町，東海村のそれぞれ全域と，城里町の一部から構成される線引き都市計画区域でございます。

次に，位置関係でございます。茨城港常陸那珂港区並びに大洗港区の位置関係でございます。画面の製作の都合上，左側が北になっております。ご了承ください。まず，鉄道ですが，ＪＲ常磐線，それからひたちなか海浜鉄道湊線，鹿島臨海鉄道大洗鹿島線などが走っておりまして，主要な道路といたしましては，東水戸道路，常陸那珂有料道路，国道51号，国道245号などがございます。画面の左上と右，中段当たりに赤く示させていただいているのが，今回市街化区域に編入して，あわせて臨港地区を指定する区域でございます。

続きまして，上位計画との整合についてご説明いたします。

水戸・勝田都市計画区域の整備開発及び保全の方針，いわゆる区域マスタープランにおきましては，茨城港常陸那珂港区は，首都圏における新たな物流体系の構築に資するとともに，北関東地域の産業活動を支える物流拠点として整備を進める。それから，大洗港区につきましては，首都圏と北海道を結ぶカーフェリー基地を中心とした流通港湾としてその整備を推進するとともに，首都圏のマリンリゾート基地としての機能充実を

図ることとしております。

次に，それぞれの港区の詳細についてご説明をいたします。

まず，常陸那珂港区でございます。スクリーンには，港湾計画の計画図をお示しさせていただいております。常陸那珂港区は，北埠頭地区，中央埠頭地区，南埠頭地区，西武地区の大きく四つの地区に分かれておりまして，昭和58年に重要港湾に指定されて以降，港湾整備事業及び公有水面埋立事業が順次進められているところでございます。

現在，北埠頭地区においてでございますが，写真の左手になります。平成15年12月からひたちなかの火力発電所が営業運転を開始しております。また，中央埠頭におきましては，来年度の完成を目指して水深12メートルの耐震強化岸壁の整備が進められているほか，火力発電所から発生する石炭灰の処分場の埋め立てが進められているところでございます。また，工業用地におきましては，建設機械メーカーのコマツあるいは日立建機の工場が立地してございまして，北埠頭の背後の分譲，貸し付け地におきましては，物流企業など22社が進出し，倉庫等の物流施設が立地しているところでございます。

今回，市街化区域に編入する区域につきましては，写真の赤枠で囲った３カ所になります。順に，既に供用されております中央埠頭水深９メートル岸壁地区，それから埋め立て竣工がほぼ確実で工業用地として一体的な土地利用を図ることとしている中央埠頭Ｆ地区，それから港湾計画に基づき整備された西部地区みなと振興交付金施設地区の３地区でございまして，面積が合計で57.6ヘクタールでございます。これらの区域を市街化区域に編入することにより，合理的な土地利用と計画的な市街化を図りますとともに，あわせて，港湾の良好な管理運営を図る上で臨港地区に指定するものでございます。

ここで，臨港地区の指定について簡単にご説明させていただければと思います。

都市計画法による臨港地区の指定というのは，臨港地区の区域のみの決定でございます。ただ，この決定と同時に，港湾管理者，茨城県になるわけなのですけれども，港湾管理者が港湾法に基づく分区を指定いたします。分区の指定は，どのような形にするかというと，これが全体の分区の指定の形になってまいりますけれども，参考図面として，お手元の付議案図面２－２ページにも同様のものがつけておりますので，あわせてごらんいただければと思います。

この区域を拡大しますと，こちらのような図面になります。今回，臨港地区を新たに指定する区域のうち，今この黄色く点滅している区域でございますけれども，こちらについては，港湾計画上，一般貨物を取り扱う土地ということで，商港区の分類をいたします。それから，こちらの水色に点滅している区域ですが，港湾を利用した製造事業など工場に利用される土地ですので，工業港区と指定されます。それから，今緑色に点滅しているエリアになりますが，こちらの区域は，港湾関係者の厚生のための用地ということで，修景厚生港区となります。これらの分区におきましては，県の条例によりまして，建築可能な建物が規制され，港湾計画に基づく土地利用の誘導が図られてくるということになります。

なお，指定された分区内におきましては，建築物の用途は分区条例で定められているものに限られることとなり，容積率，建蔽率についてのみ都市計画法の用途地域で定めたものが適用されることになります。

続きまして，参考でございますけれども，県が行う区域区分の変更と臨港地区の変更と同時に，ひたちなか市で用途地域を決定いたしますので，あわせてご説明させていた

だきます。
お手元の図面２－１にも同様の図面を載せてございますので，あわせてごらんいただければと思います。
まず，今，赤く囲われているエリアですが，こちらを準工業地域，それからこちらの水色で塗られているエリアを工業専用地域として，いずれも容積率200％，建蔽率60％と指定いたします。
また，港湾計画上，工業用地であり，既に，コマツや日立建機の工場が立地している区域につきましては，工場等の操業環境の向上を図るため，今回の決定とあわせて，ひたちなか市と東海村になりますが，準工業地域から工業専用地域に用途地域の変更をすることになっております。
続きまして，大洗港区についてご説明をさせていただきます。
大洗港区ですが，昭和54年に重要港湾に指定されて以降，カーフェリー基地として，また，首都圏の新しいマリンリゾート基地として発展を続けております。広域的な観光レクリエーション拠点として機能向上が期待されているところでございます。
大洗港区の地区の分類でございますけれども，順に，水産埠頭地区，中央地区，マリーナ地区の三つの地区がございます。大洗港区におきましては，写真に出てまいりましたが，大洗，苫小牧の間を週12便で結ぶカーフェリーのターミナルビル，あるいは震災復旧でリニューアルした大洗マリーナなどが整備されているほか，港のシンボルとなっております大洗マリンタワー，大洗サンビーチ，大洗海浜公園，アウトレットモールなどの海洋性レクリエーション施設が集積する県内有数のマリンリゾート基地でございます。また現在，海岸部におきましては，護岸や築山による堤防等，津波高潮対策事業が進められているところでございます。
今回，市街化区域へ編入する区域，赤く囲った部分でございますけれども，港湾施設として国土交通大臣から認定を受けた大洗海浜公園，こちらを含みます区域約17ヘクタールについて，港湾計画に基づき港湾地区と一体となった人々が憩い，集える拠点づくりを進めるために，市街化区域への編入を行うものであります。あわせて，港湾の良好な管理運営を図る上で臨港地区の指定も行うものでございます。
常陸那珂港区同様に分区の状況についてご説明をさせていただきます。スクリーンにお示ししているとおりですが，これもお手元の付議案図面３－２のほうに同様のものをつけていますので，あわせてごらんいただければと思います。
今回，臨港地区を指定する区域，画面中央下の赤くくくってある部分でございますけれども，こちらの中で，大洗海浜公園を含む緑色の点滅している区域につきましては，港湾計画において緑地と位置づけられていることから，修景厚生港区，それからこちらの黄色く点滅している区域でございますけれども，既存のマリーナの拡張用地に位置づけられていることからマリーナ港区となります。最後にピンク色で小さく点滅している部分ですけれども，こちらは臨港道路やあるいは港湾交流施設などの用地に位置づけられているということから商港区の位置づけになってまいります。
大洗港区におきましても，同様に用途地域の変更がございます。県が行う区域区分の変更と変更地区の変更と同時に，大洗町が用途地域を準工業地域，容積率200％，建蔽率60％に指定いたします。
続きまして，公聴会及び縦覧の結果等についてご報告をさせていただきます。

平成26年９月24日から10月２日まで都市計画素案の閲覧とともに，公述を受け付けましたところ，公述の申し出はございませんでした。また，都市計画法第17条に基づき，平成27年２月２日から16日までの２週間，都市計画案を公衆の縦覧に供しましたが，意見書の提出はございませんでした。

なお，国土利用計画法に基づく審議会におきまして，本案件に関係する都市地域の拡大，あるいは農業地域の縮小についてご了承いただいておりますことを，あわせてご報告させていただきます。

最後になりますけれども，都市計画法第18条の規定により，ひたちなか市並びに大洗町に意見を求めましたところ，異存ない旨の回答をいただいておるところでございます。水戸・勝田都市計画における都計諮問第４号，第５号，第６号の説明は以上でございます。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

……

○議　長　ありがとうございました。それでは，ただいまの説明につきまして，ご意見ご質問がございましたらお願いをいたします。

○Ａ委員　コマツの南側のところなのですけれども，ここは前，見晴し台があったりなんかしていて，それで緑が残ったり，山が残っていたようなところだと思うのですけれども，これは今後，伐開というか，平坦地化するとか，そういう計画があるのでしょうか。というのは，このひたちなか海浜公園のあたりというのは，全国有数の大砂丘の一部だそうでございまして，沢田湧水とか，そういう水関係が豊富なところでございます。だからその辺の伐開というか，それとこの土地利用との関係，その辺なんかちょっと気になったもので質問しました。図の２－２というのを見ると，何か一番西側のところは，港湾関連用地となって赤みたいな色で，もう既に切ってあるのかなとも見えるのですけれども，その辺のところ，少し詳しくご説明ください。

○議　長　お答えください。

○事務局　ご質問をいただきましたのは，ちょうど半円形になっているエリアということかと思います。港湾管理者から聞き取りということでお答えさせていただきますと，ここのエリアにつきましては，港湾修景のための緑地として既に整備が完了していると。ということですので，今後，先生のご質問のあった伐開等を含めて，工事を何らか実施するという予定はないというふうに聞いてございます。

それから，西側といえばいいのでしょうか。今のエリアは，その半円形になるのですけれども，こちらがコマツさんが立地しているところですが，こちらのエリアも含めて既に臨港地区に決定がされておりまして，先ほどお話しました流通関係の事業者が既に22社ほど立地して操業を開始しているというエリアになってまいります。

○Ａ委員　コマツのところを伐開というか，平地化するときに，大分水が流出するのではないかというような心配をした記憶があるので，ここのところは伐開とかそういうことが起らないということであれば，新たなそういう心配はないと。

○事務局　このエリア一帯については，何らかの工事を入れる予定はないというふうに。

○Ａ委員　であれば，別に準工じゃなくて，もう少し塗り方もあった気もするような気もしますけれども。わかりました。

○議　長　ほか，ございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議　長　それでは，ほかにご意見がないようでございますので，ただいまの都計諮問第４号，５号及び６号につきましては，原案どおり可決ということでよろしいでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議　長　ありがとうございました。それでは，本件ご異議なしと認めまして，都計諮問第４号，５号，６号につきましては，原案どおり可決というふうにいたします。

【都計諮問第７号　「水戸・勝田都市計画　道路の変更」】

○議　長　続きまして，都計諮問第７号　水戸・勝田都市計画道路の変更につきまして，事務局の説明をお願いいたします。

○事務局　引き続き都計諮問第７号水戸・勝田都市計画道路の変更についてご説明をさせていただきます。

資料につきましては，お手元の付議案４ページ，図面につきましても４ページでございます。本案件でございますけれども，ひたちなか市にございます都市計画道路３・４・54和田町常陸海浜公園線のうち，ひたちなか海浜鉄道湊線との交差形状を変更し，あわせて，これまで定められていなかった車線数を２と決定するものでございます。詳細につきましては，同様に正面スクリーンを使ってご説明させていただきます。よろしくお願いいたします。

まず初めに，位置関係でございます。先ほどの港湾のご説明と多少重複するのですが，水戸・勝田都市計画区域でございますけれども，本県のほぼ中央に位置しておりまして，ごらんのような７市町村で構成された区域となってございます。今回，変更します和田町常陸海浜公園線は，このうち，ひたちなか市の市内に存する都市計画道路ということになってまいります。

それでは，次に，ひたちなか市の状況についてご説明をさせていただきます。

ひたちなか市には，ＪＲ勝田駅を中心といたします中心市街地地区，それから佐和駅周辺地区，ひたちなか地区，那珂湊地区といった拠点が形成されているところでございます。このうち，沿岸部の広大な開発地区でございます常陸那珂地区におきましては，近年，先ほどご説明させていただきました茨城港常陸那珂港区の整備，あるいは商業施設等の相次ぐ立地，国営ひたち海浜公園によっての多様なイベントなどによって誘客が年々増加しているところでございます。

また，水産都市ということで，まちづくりが進められてきました那珂湊地区におきましても，お魚市場や隣接する大洗のアクアワールドなどの集客力のある観光資源が集積しているということから，行楽日などを中心に，にぎわいが見られているところでございます。

このような中，ひたちなか，那珂湊両地区の周辺におきましては，北関東自動車道が全線開通したこともありまして，県外からの来訪者が増加の傾向にございます。中でも，ひたちなかインターチェンジとこの両地区を結びます国道245号，こちらは交通渋滞が顕在化しておりまして，通過交通や住民の日常生活に支障を来しているところでございます。

さて，今回の案件でございます都市計画道路３・４・54和田町常陸海浜公園線でございますけれども，この那珂湊地区とひたちなか地区を南北に結んで国道245号の機能を一部補完する路線として交通渋滞対策等の効果が期待され，平成元年に延長6,200メートルの都市計画道路として決定され，整備が進められてきたところでございます。

しかしながら，図面上では，右下のほうに赤く塗っているエリアになりますが，ひたちなか海浜鉄道湊線，この鉄道との立体交差オーバーパスを含む区間約580メートルにつきましては工事が未着手であるため，十分な整備効果が発揮できずにおります。また，当該区間でございますけれども，船窪土地区画整理事業，今お示ししているエリアが区画整理の区域になりますが，この区画整理により整備される予定となっておりますけれども，この区画整理事業につきましては，平成22年３月に，組合の施工から市の施工に移行され，抜本的な事業の見直しを現在進められているところでございます。

また，近年の社会情勢の変化として，急激な少子高齢化を背景に，ひたちなか市につきましても，高齢化率が過去10年間で８％ほど増加しているというような状況にありまして，高齢者に配慮した道路空間の整備の必要性が高まってきているというふうに認識しているところでございます。さらに，現計画はオーバーパスということになっておりますが，オーバーパス形式で飛んでいきますと地域が分断され，あるいは道路沿道のにぎわいの創出も期待できないということから，地域住民の間では，コミュニティーの維持に不安が生じている現状もございます。

これらの状況を踏まえまして，鉄道との交差形式を勾配の急な立体交差，図はイメージでございますけれども，これから高齢者を初め，歩行者の移動に優しい平面交差，踏切形式に都市計画を変更しようというものでございます。この内容につきまして，関係機関との協議を進めましたところ，鉄道側では，原則的に平面交差の新設は認めない方針でございましたけれども，この箇所周辺におきまして，既にあります踏切として遮断機の設置されている踏切１カ所，こちらの写真，青い丸で囲った位置になりますが，それから遮断機の設置されていない踏切が２カ所ございます。この計３カ所を廃止して，新たに新設の交差踏切を１カ所新設するという条件で協議がまとまったところでございます。写真は，あくまでイメージでございますので，この現状ではありませんけれども，また，新設する踏切では，その写真にありますとおり，安全対策として歩道の遮断機，あるいは障害物に対する安全装置，視認性向上のために，オーバーハング型の踏切警報機などの採用を計画しているところでございます。

今回，平面交差と変更することによりまして，さきにご説明させていただいたとおり，高齢者の移動の円滑化，あるいは地域コミュニティー分断の回避などを図れるほか，次のような効果も期待されているところでございます。

区画整理事業地内にあるわけなのですが，こちらの道路につきましては，市街地を形成するという機能も有しておりまして，今回，平面交差とすることで，沿道からのアクセス性が向上して土地利用の増進が図られる。ひいては都市機能や居住の立地促進が可

能となるという効果も期待できるところでございます。

さらに，コストの面でございますが，立体交差で整備した場合，総事業費が約11億円ほどかかるとしていたものが，平面交差の踏切にすることで２億7,000万円ほどに縮減が可能と，トータル８億3,000万円ほどの縮減になるわけなのですが，これによって，道路が早期に整備され，事業効果の早期発現というのを期待できるということでございます。

次に，関係法令との整合についても検討をしてございます。道路法第31条，同施行令第35条におきましては，道路と鉄道が相互に交差する場合には，原則立体交差とするというふうにうたわれておりまして，また，道路構造令の解説と運用によれば，当該道路の交通量あるいは当該鉄道の運転回数，これらが少ないという場合を除いて，原則として立体交差とするべきであるというふうにされております。

こういった内容を踏まえまして，当該道路の交通量あるいは鉄道の運行本数を確認しましたところ，当該道路の将来予測交通量は，１日当たり約4,300台，鉄道の運転回数も朝夕のピーク時になりますが，時間当たり４本程度と，少ない本数でありますので，さきに申し上げました道路法や道路構造令との整合に問題はないのかなというふうに判断しているところでございます。

続きまして，公聴会及び縦覧の結果等についてご報告をさせていただきます。

平成26年10月27日から11月４日まで，都市計画素案の閲覧とともに，公述を受け付けましたところ，公述の申し出はございませんでした。また，都市計画法第17条の規定に基づきまして，平成27年２月２日から２月16日まで，２週間，公衆の縦覧に供しましたところ，意見書の提出はございませんでした。

最後になりますが，都市計画法第18条の規定によりまして，地元ひたちなか市に意見を求めましたところ，異議はない旨の回答をいただいておるところでございます。

以上で，都計諮問第７号のご説明を終わります。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

……

○議　長　それでは，ただいまの第７号につきましてのご意見ご質問をお願いいたします。Ｂ委員。

○Ｂ委員　基本的にいいと思うのですが，交通量の4,300台パー日というのは，これは，はかり方というか，道路交通センサスですか。リンクではかっている，ポイントじゃないですよね。

○事務局　ネットではかっています。

○Ｂ委員　わかりました。実際ここを通過している台数としては，もうちょっと少ないかもわからないということですかね，それでいいですか。

○事務局　はい。

○Ｂ委員　わかりました。

○議　長　ほか，ございますか。Ａ委員。

○Ａ委員　県道の那珂湊大洗線というのは，今，ひたちなか海浜鉄道とのクロスは，どういう形になっているのかということと，それから，あと三つ何か廃止すると書いた中に入っているのかどうかという話，それを確認したいと思います。基本的には，ここは，

区画整理地区としても大分悪戦苦闘しているところですので，やっぱり立体交差を建設するというのは，実質上できないという話になるところだろうとは思いますけれども，一応確認だけさせてください。

○事務局　まず，県道との交差についてのご質問をいただきました。こちら県道那珂湊大洗線と鉄道の交差につきましては，警報機つきの踏切になっております。お答えの結論から先に言わせていただきますが，この廃止する三つの踏切，いずれも県道那珂湊大洗線とは関係のない踏切でございまして，ごらんのとおりなのですが，遮断機なしの部分については，市道には認定されているものの，車の通行は不可能に近いような階段方式の踏切，こちらについても，ちょっと写真では広く見えるのですけれども，車１台やっとぐらいの幅の狭い道路と踏切という格好になってございます。

○Ａ委員　ちょっとよくわからなかった。県道，その那珂湊大洗線とは，関係ない。

○事務局　はい。

○Ａ委員　じゃ，この線は，事実上通過できない部分。緑の線が下につながっているみたいに図が書いてある。那珂湊大洗線というのは。今，踏切は南にあって遮断機があるという説明。

○Ｃ委員　遮断機の，階段道路のもっと南側だということですよね。という意味ですよね。

○事務局　はい。

○Ａ委員　じゃ，この図が真っすぐつながっているように書いてあるのがおかしいのであって。

○Ｃ委員　いえ，この図はつながってはいる。遮断機の踏切は。南側で，あの踏切とは関係ないところにある，通っている。

○Ａ委員　だったら，そういう遮断機のある踏切が別にちゃんと。

○事務局　あります。

○Ａ委員　その路線にはありますと答えていただければ。それだけでわかる。

○事務局　すみません，そういうことです。

○議　長　Ｃ委員。

○Ｃ委員　もちろんこの計画には，基本的には賛成なのですけれども，これ見たとおり，遮断機なしの踏切，一つは遮断機はあるのでしょうけれども，これって多分今でも危ない状態には変わりないとは思うのですけれども，廃止するということがはっきり決まるのであれば，もう物理的にちょっと入れなさそうな手立てを，できれば考えたほうがよろしいのじゃないかなと，ちょっと人の出入り，車はもちろん入れないのはわかりますけれども，人の出入り等々があって，ちょっと危ないかなという感じがいたします。

　それが１点と，あと参考までになのですが，早期整備というのが図られるのじゃないかということで，それはおおむねどのぐらい短縮できそうなあれはあるのでしょうか。時間的なことというか，日程的なことで。

○事務局　まず最初のご質問，踏切廃止後の安全対策を万全にというご質問かと思います。当然のことながら，廃止する踏切ですので，ここを渡るというのは今後できなくなるということになります。踏切でありましたものを鉄道事業者のほうで全部撤去して，踏切じゃなくするという工事は当然行っていくわけなのですが，これはまだ確定しているわけではございませんけれども，物理的にここを通れなくするような安全対策等も当

然求めていきたいと思っておりますし，それから既に住民説明，戸別訪問して，ここを利用されている方に対して，踏切は廃止されますので，今後通らないでくださいというような説明にも行っておると聞いております。それで了解をいただいた上で，既に，まだこれ最近の写真なのですが，この後踏切ここになくなりますという告知をもう既にしているような状況でございまして，基本的には通らないという理解も得られているのかなというふうに考えておるところでございます。

それから，事業期間の短縮というご質問でございます。端的にいいますと，こちらの交差部分の道路整備につきましては，土地区画整理事業で整備を進めるというご説明をさせていただいたかと思いますけれども，土地区画整理事業，土地を造成してその土地を売ったお金で事業を進めるという基本的な仕組みがございまして，実は，この船窪の土地区画整理事業というのは，その資金計画が大分行き詰ってきたことから，事業が進まないというよりも，ほぼ，ストップしたような状況にございました。この平面交差に変更することによって，コスト縮減が図られるということが明らかになってくるものですから，ここ２年ばかり区画整理事業そのもの休止の状況なのですが，ようやくこれをもって再開ができると，事実上の話としては，そういったような状況になってございます。どのくらいでできるのかというご質問の答えにはなっていないのかもしれないのですけれども，とまっていたものが，また改めて動き出すということでご理解をいただければというふうに思います。

○議　長　ほかにございますか。

○事務局　この都市計画の変更の後，区画整理のほうの事業計画が変更になるわけでございますけれども，その事業の完了期間の予定としましては，平成31年までということですので，あと５カ年の計画で進めていくということで聞いております。

○議　長　ほかございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議　長　それでは，特段ご意見ないようでございますので，ただいまの都計諮問第７号については，原案どおり可決ということでよろしいでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議　長　ありがとうございました。それでは，ご異議なしと認めまして，都計諮問第７号については，原案どおり可決といたします。

【都計諮問第８号　「坂東市における廃棄物処理施設の敷地の位置に関する都市計画上の支障の有無について(建築基準法第５１条)」】

○議　長　続きまして，都計諮問第８号坂東市における廃棄物処理施設の敷地の位置に関する都市計画上の支障の有無について事務局から説明をお願いいたします。

○事務局　建築指導課と申します。よろしくお願いいたします。

それでは，都計諮問第８号坂東市における廃棄物処理施設の敷地の位置に関する都市計画上の支障の有無について，ご説明いたします。

正面のスクリーンとあわせて，お手元の付議案５ページ，図面５－１，５－２をごらんください。

初めに，建築基準法第51条の規定でございますが，産業廃棄物処理施設は，原則として敷地の位置が都市計画において決定しているものでなければ建築できない施設となります。本案件につきましては，敷地の位置が都市計画において決定されておりませんので，建築に当たっては，建築基準法第51条のただし書きの規定により，本審議会の議を経て特定行政庁である茨城県知事の許可が必要となりますため，本審議会にお諮りをするものでございます。

本案件の計画施設は，付議案及びスクリーンにお示ししてありますように，産業廃棄物である木くずの破砕施設から廃プラスチック類の溶融固化施設まで，合計九つの処理施設になります。これらの処理施設のうち，建築基準法の規定により許可対象となるものは，１日当たりの処理能力が５トンを超える破砕施設となります。本案件の計画施設のうち，木くずの破砕につきましては，その処理能力が１日当たり20.24トンであり，瓦れき類の破砕につきましては，１日当たり120トン，廃プラスチック類，木くず及び瓦れき類の破砕につきましては，１日当たり222.48トンでありますことから，建築基準法第51条の許可が必要となるものでございます。その他の処理施設につきましては，建築基準法第51条の許可対象の施設になりませんので，対象外となります。

次に，計画の内容でございますが，申請者は，埼玉県越谷市に本社を置く株式会社住宅資材センター代表取締役中内セイコでございます。主に，住宅資材の製造，販売，廃棄物の収集運搬を行っている事業者でございます。

申請者は，住まいに関する事業を総合的に行っている企業グループのポラスグループに属しておりまして，当グループでは，住宅建設，維持管理に関しまして一貫責任体制の構築を目指しております。このため，グループ内の住宅建設等から排出されます廃棄物をグループ内で処理し，リサイクルすることを目的としまして，今回の産業廃棄物処理施設を計画するものでございます。

計画施設におきましては，住宅建設工事のほか，建築解体工事や，同じ市内にありますグループ内の木材加工工場などから排出されます木くず，瓦れき類及び廃プラスチック類を処理するものでございます。

それでは，本案件の位置についてご説明いたします。

スクリーンに赤色でお示ししているところが計画地のある坂東市でございます。そして，拡大図の赤い丸が計画施設の位置となりまして，坂東市の東側に位置しております。赤枠の区域を拡大いたします。画面上が北となります。スクリーンの中央，赤色でお示ししているところが，今回の計画施設の位置でございます。主要な道路につきましては，国道354号，県道猿島常総線，県道土浦坂東線でございます。

計画施設の付近を拡大いたします。黄色の道路は，市道岩１級１号線でございます。計画地は，市街化調整区域であり，建蔽率60％，容積率200％に指定されております。敷地の面積は２万1,620.89平方メートルでございます。

次に，本案件の配置計画についてご説明いたします。方位は，右上を北としております。

今回，廃棄物処理事業に伴う計画施設の建築物は２棟になりまして，廃棄物処理場は，鉄骨造，平屋建てとなります。もう１棟は，管理事務所になりまして，こちらも鉄骨造，平屋建てになります。この事務所は，廃棄物の搬入搬出に関して，品目や積載量などを管理する施設になります。計画施設の建築物は２棟になりまして，建築面積は，建物全体で3,612.89平方メートル，延べ面積は，建物全体で3,612.45平方メートルになります。

次に，排水処理計画についてご説明いたします。

今回，計画の処理施設から発生する汚水，雑排水は特にございません。雨水につきましては，敷地内に設けられた排水溝，排水路及び油水分離槽を経由した後，敷地内の調整池に集められ，市の水路へ放流いたします。なお，事務所及び廃棄物処理場内のトイレなどから排出されます汚水，雑排水につきましては，合併浄化槽で処理した後，敷地内にて処理されます。

続きまして，廃棄物の処理の流れについてご説明いたします。

廃棄物を搬入する車両は，図面左側の出入口から進入し，事務所前の台貫にて計量を行います。その後，搬入車両は，廃棄物処理施設の建て屋内で廃棄物を荷おろしいたします。荷おろしした後，搬入車両は再び計量を行い，場外へ出ていきます。

続いて，処理工程をご説明いたします。廃棄物処理施設の建て屋内を拡大いたします。受け入れた廃棄物は，受け入れ選別エリアにて品目ごとに手選別により分別されます。分別後は，品目ごとに廃棄物置き場に保管されます。スクリーンのオレンジ色でお示ししたのが許可対象となります破砕機でございまして，廃棄物置き場からフォークリフトなどにて破砕機に投入いたします。破砕機で破砕された廃棄物は，品目ごとにストックヤードに保管されます。

廃棄物の搬出につきましては，廃棄物処理場の北側に運搬車両を停車させ，処理された廃棄物の製品を入れたコンテナごと車両に積み込みます。その後，車両の計量を行い，場外へ搬出いたします。

続きまして，計画地の周辺における廃棄物の搬入搬出ルートについてご説明いたします。計画地は，スクリーン中央付近の位置になります。搬入時は，国道354号及び市道岩１級１号線から前面道路の市道弓馬田650号線を通って搬入いたします。搬入搬出とも同じルートになります。

次に，計画処理施設による交通量への影響についてご説明いたします。この表は，計画地の前面道路であります市道弓馬田650号線が接続します市道岩１級１号線の交通量への影響を予測したものでございます。処理施設の運搬車両の運行時間は，午前６時から午後６時までとなっておりまして，この時間の処理施設からの搬入搬出にかかる車両台数は，１日当たり230台を想定しております。この時間の市道の交通量は，調査しました結果，3,379台になりまして，今回の計画により6.8％の増加が予想されます。この結果を勘案しますと，今回の計画処理施設の新設による周辺道路に対する影響は少ないものと考えております。

次に，都市計画関係についてでございますが，本案件につきましては，坂東市の都市計画において支障となる都市利用構想はございません。また，本計画施設の立地について，坂東市に都市計画上の意見を求めましたところ，支障ない旨の回答をいただいております。都計諮問第８号の概要は以上でございますが，引き続き生活環境部廃棄物対策課より，生活環境影響調査の結果についてご説明させていただきます。

○事務局　廃棄物対策課と申します。よろしくお願いいたします。

それでは，株式会社住宅資材センターの今回の事業計画にかかる生活環境影響調査の結果につきまして，ご説明させていただきます。

本生活環境影響調査は，中間処理施設の設置における周辺環境への影響について予測評価を行ったものでございます。

まず，施設の概要でございますけれども，先ほど建築指導課から説明がありましたとおり，廃棄物処理施設といたしましては，本施設といたしまして，瓦れき類，ガラスくず，コンクリートくず及び陶器くず等の破砕施設，120トン・パー・デイ，木くずの破砕施設20.24トン・パー・デイ，次に瓦れき類，ガラスくず，コンクリートくず，陶器くず等の混合廃棄物等の処理といたしまして，混合廃棄物といたしましては，28.16トン・パー・デイの新設でございます。そのほか，指定処理施設，これは県の条例で許可の対象となる施設ですけれども，表のとおり６台新設がございます。こちらは，環境への影響について予測評価を行った要因でございまして，施設の稼働，車両の通行について予測評価をしており，項目につきましては，大気質，騒音，振動の３項目でございます。

次に，予測位置でございますけれども，まず，大気質の粉じんにつきましては，図に示されましたように，中間処理施設内で評価しております。その他の項目につきましては，搬入路がこの図ですが，中間処理施設の周辺，また，近隣の住居等の環境地点を対象としております。車両の通行につきまして，浮遊粒子状物質，二酸化窒素，騒音，振動を予測しております。

まず，浮遊粒子状物質ですけれども，県道沿いにおける浮遊粒子状物質の予測値は，１時間値で最大0.02ミリグラム・パー立方メートルと環境基準の１時間値の0.2立方メートル，１日平均0.1ミリグラム・パー立方メートルに対して十分小さい値でございます。

次に，二酸化窒素でございますけれども，これも県道沿いにおける予測値につきましては，１時間値で，最大0.022ppmと環境基準の0.04ppmから0.06ppmに対して十分小さい値でございます。

また，騒音，振動につきましてですけれども，市道沿いにおける振動，騒音及び振動の予測値は，騒音につきましては65.9デシベル，振動につきましては，昼間が45デシベル，夜間が27デシベルと規制基準に対して小さい値となっております。

続きまして，施設の稼働における影響をご説明させていただきます。

施設の稼働につきましては，粉じんと騒音，振動について予測評価してございます。粉じんにつきましては，先ほどの図に示しましたように，敷地内の予測値で最大で0.2ミリグラム・パー立方メートル未満と，基準値である1.5ミリグラム・パー立方メートル以下に対して十分小さい値となっております。

続きまして，騒音ですけれども，騒音の敷地境界での予測値は，境界ですけれども，最大で49デシベルと基準値である60デシベル以下をクリアしております。振動につきましても予測値は，最大で54デシベル，基準値である70デシベル以下をクリアしてございます。

その他ですけれども，項目に応じまして環境保全対策を講じることと事業者はいたしております。大気質につきましては，粉砕機その他粉じんの発生する設備は集塵機の吸引口を配置し，粉じんの飛散を防止する。施設にかかる粉じん等につきましては，大気保全防止法の規制基準以下にするとともに，生活環境上の支障が生じないように管理し，

年１回測定を行い，異常のある場合は速やかに改善等の措置を講ずることしております。
騒音，振動でございますけれども，処理能力の範囲内で余裕をもった運転を行うということで，機械設備に過度の負担がかからないよう管理するとともに，著しい騒音振動の発生により，周辺の生活環境を損なわないような必要な措置を講じるということにしております。また，施設にかかる振動及び騒音につきましては，騒音規制法，振動規制法の規制基準以下にするとともに，生活環境上の支障が生じないように管理し，年１回測定を行い，異常がある場合は速やかに改善等の措置を講ずる，このような環境保全措置を計画しております。
以上の結果から，株式会社住宅資材センターから提出されました生活環境影響調査につきましては，適切に実施されており，その内容は妥当であり，特段の問題はないものと認められます。以上でございます。

……

○議　長　ありがとうございました。それでは，ただいまの件に関しまして，ご意見ご質問をお願いいたします。Ｂ委員。
○Ｂ委員　ちょっとついていけなかったので，確認させていただきたいのですが，この環境のほうのスライドの３枚目ぐらいのところ，この１個前，28.16トンというのは計算合ってますか。
○事務局　28.16トンというのは，混合廃棄物としての，要するに，下の三つ書かれておりますのが，瓦れきとしては最大222，申請上の値ではなく，実質28トン程度の混合廃棄物を処理するという能力で，推察した値でございます。
○Ｂ委員　そうですか，わかりました，じゃ200台も来ないですね。
○事務局　そうです。
○Ｂ委員　あと，もうちょっと後のところで，この次，夜間の振動が，これですね。これ夜間は，別に稼働しているわけではないのですね。
○事務局　そうですね，これは車の通行で，10時ごろにかかる搬入があるということで，そこの区切りが一部あるということで評価しております。
○Ｂ委員　あと，新設なのだけれども，後ろのほうのところでデータが何か出ていたのですけれども，この１個前ですね，これは予測値はどうやって出すのかなというのが結局よくわからないのですが。
○事務局　これは機械の能力と距離です。あと遮音壁等の計算式に基づいて算出した値でございます。
○Ｂ委員　わかりました。了解です。
○議　長　ほかございますか。Ｃ委員。
○Ｃ委員　搬入搬出ルートの件なのですけれども，国道354号からのアクセスということで考えていますよということで，そこからしか搬入搬出しないよというお話だったと思うのですが，現実問題としては，決してそれが一応予定はされていても，現実的には，いろんなところから来ますよね，きっと。ですから搬入搬出ルートって，できれば，もうちょっと厳密に守っていただきたいなというのが私の感想なのです。というのは，私の近所に，やはりこういう処理施設があって，搬入搬出ルートから外れているところ走

っているのですよ，実際，結構集落の細い道だったりとかもするので，そういうところを通られるというのは非常に危ないですし，今回この県道猿島常総線なんかは，比較的家が張り付いているところを通っている道路かなと思うのです。そっち方向から来たときには，そこを使えなくはないですよね。反対側から入ってくること。そういうことも考えられるので，搬入搬出ルートって，どの程度，ここを使う業者の方に制約がかかるのかなというのがちょっと疑問として，いつも思っているので，その辺を，もし可能であれば事業者さんにある程度そういったものはきちんと守っていただくということをお伝え願いたいなとは思います。

○事務局　一応事業者としても，やはり交通安全に関しましては，非常に危惧していることもありますので，今回，そういった考え方もありまして，基本的には，国道354号と，そちらの市道岩１級１号線というところから入るということで考えてもらっています。基本的には，運転手の方には，安全に関して，しっかりと指導していくという考えを聞いておりますし，我々のほうとしましても，事業者のほうに再度その辺についてはしっかりと徹底してもらうように伝えてまいります。

○議　長　よろしいですか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議　長　特にご意見がないようでございますので，ただいまの都計諮問第８号については，支障なしということでよろしいでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議　長　それでは，ご異議なしと認めまして，ただいまの都計諮問第８号につきましては，支障なしというふうにいたします。

【都計諮問第９号　「ひたちなか市における廃棄物処理施設の敷地の位置に関する都市計画上の支障の有無について(建築基準法第５１条)」】

○議　長　それでは，続きまして，都計諮問第９号ひたちなか市における廃棄物処理施設の敷地の位置に関する都市計画上の支障の有無について事務局から説明をいたします。

……

○事務局　ひたちなか市建築指導課でございます。よろしくお願いいたします。

それでは，都計諮問第９号ひたちなか市における廃棄物処理施設の敷地の位置に関する都市計画上の支障の有無についてご説明いたします。

正面のスクリーンとあわせて，お手元の付議案６－１ページ，６－２ページ，図面６－１ページ位置図，図面の６－２ページ，土地利用計画図をごらんください。お諮りする案件は，産業廃棄物及び一般廃棄物の破砕を行う中間処理施設でございます。

平成15年１月に，建築基準法第51条ただし書きの許可を受けて設置された既存の施設において建設系の破砕施設を更新し，合せて敷地を拡張し，一般廃棄物の処理施設を増設しようとするものです。

今般，計画の破砕施設の処理能力が許可当初の処理能力の1.5倍を超えており，都市計画においてその敷地の位置が決定していないことから，今回，特定行政庁であるひたちなか市長が建築基準法第51条の規定に基づき許可を行うに当たり，本審議会にお諮りするものでございます。

今回お諮りする計画概要でございますが，許可申請者は，ひたちなか市に本社を置く勝田環境株式会社，代表取締役望月福男でございます。今回の計画は，リサイクル，リユースなど，廃棄物を取り巻く環境が変化し，現在の施設では効率的な処理が難しく，リサイクル率を高めるため，並びに廃棄物の処理需要の増加に対応するため計画したもので，黄色でお示しした部分が既設区域の計画概要，そしてピンク色でお示した部分が追加区域の計画概要となります。

まず，計画地の既設区域でございますが，先ほど申しましたとおり，廃プラスチック類，木くず及び瓦れき類の破壊を行う中間管理処理施設として，平成15年１月に勝田環境株式会社が許可を受け，現在まで操業しております。既設区域では，産業廃棄物と一般廃棄物の破砕機の更新と切断機の新設を計画しております。

次に，追加区域におきましては，産業廃棄物一般廃棄物の選別施設の増設，そしてアルミ缶，スチール缶，ペットボトルの圧縮機とガラスの破砕機の新設を計画しております。なお，本施設における産業廃棄物のリサイクル率でございますが，平成25年度の実績は87％でございました。

それでは，本案件の位置についてご説明いたします。

まず，スクリーンの右下には，ひたちなか市全域をお示ししてございます。この赤い丸の部分が計画地の位置になります。ひたちなか市の北部中央に位置します。そして，赤い枠の区域を拡大したものがこのスクリーンになります。スクリーンの左上が北方向になります。スクリーンの上部，中央に赤色でお示ししたところが，今回お諮りする計画地の位置でございます。なお，計画地は市街化調整区域に位置してございます。

主要な道路につきましては，県道瓜連馬渡線，県道豊岡佐和停車場線，国道６号，国道245号でございます。計画地は，国道６号と国道245号のほぼ中間に位置しております。計画地の付近を拡大いたします。改めて位置関係でございます。県道瓜連馬渡線，県道豊岡佐和停車場線，県道瓜連馬渡線から計画地への進入路となる市道足崎長砂27号線でございます。

次に，本計画の敷地概要について説明いたします。方位は左上を北としておりまして，計画地のピンク色に見えているのが既設の区域になりまして，建て屋が着色されております。オレンジ色の部分に関しては，新たに今回増設する区域の建物の部分を着色してございます。

図面番号６－２のほうで説明させていただきます。図面の６－２をお開きください。お手元の資料，ちょうど折り目のついているところになりますが，そこに赤い破線で，既設区域，追加区域ということで記載がされておりまして，破線の左手のほうが，15年１月に許可を受けました区域になっております。そして，破線より右側，オレンジ色の建物が載っている部分なのですが，こちらが追加区域となっております。敷地の面積としましては，合計で１万4,329.51平方メートルとなります。

敷地周辺の道路としましては，お手元の土地利用計画図というところに，文字の左上になるのですが，ここがメーンの搬入路となりまして，市道足崎長砂27号線の幅員６メ

ートルの市道になっております。同じく計画地西側になりまして，こちらには市道幅員４メートル，同じく南側に市道幅員2.8メートルとなります。道路から施設への出入口に関しましては，計画地の南西側ちょうど土地利用計画図という文字のちょうど上のあたりなのですが，こちらゲートをつくりまして位置しております。

次に，本案件の配置計画についてご説明いたします。

今回，廃棄物処理事業に伴う計画施設の建築物は，新築いたします作業所兼廃棄物置き場，鉄骨造２階建て，廃棄物を選別した後に仮置きする廃棄物置き場，鉄骨造平屋建て，管理事務所，鉄骨造２階建て，この事務所は敷地の出入口付近に配置され，廃棄物の搬入搬出を管理いたします。そして，作業員用のトイレ，鉄骨造，平屋建てになります。そのほか，敷地内には，既設の作業所兼廃棄物置き場，作業員の休憩所，作業場がございます。以上，合せまして，建築物の数は７棟，建築面積は5,661.29平方メートル，延べ面積は，6,984.98平方メートルになります。

次に，排水処理計画についてご説明いたします。

今回，既設区域と追加区域の処理施設から発生する処理排水はございません。雨水につきましては，敷地内に設けられた排水溝で集水し，油水分離槽を経由した後に，一部は敷地内の雨水浸透施設での浸透処理，そのほかは，雨水調整池で流量を調整して市道の側溝へ放流いたします。また，事務所及び休憩所と作業員用のトイレで生じる汚水，雑排水につきましては，合併処理による浄化槽で処理いたします。

次に，廃棄物の処理の流れについてご説明いたします。

初めに，搬入計画ですが，廃棄物を搬入する車両は，計画地の南西の出入り口から進入し，管理事務所の前で計量を行います。その後，搬入車両は，系統別の作業場兼廃棄物置き場の建て屋内で廃棄物を荷おろしいたします。荷おろし後，搬入車両は，再び計量を行い，計画地の敷地内から外へ出ます。

続いて，処理工程を説明いたします。作業場兼廃棄物置き場の建て屋内を拡大します。

まず初めに，既設区域の拡大図となります。ピンク色で着色されたのが既設の建物となります。お手元の６－２の図面とあわせてごらんいただければと思います。廃棄物に関しては，品目ごとに分別され，保管場所に置かれます。その後，保管場所から重機にて破砕機３台，切断機にそれぞれ投入されます。破砕機で処理した後に，品目ごとにストックヤードに保管されます。この破砕機３が今回更新を計画している施設になります。お手元の資料ですと，赤く枠で囲まれた部分になってございます。

次に，追加区域の拡大図となります。お手元の資料と重ねてごらんいただければと思います。追加区域になりますが，品目ごとに分別され，保管場所におかれます。その後，保管場所から，重機にてベルトコンベヤーに投入されます。選別された一般廃棄物のうち，スチール缶，アルミ缶，ペットボトルは圧縮処理を，そして，ガラスは破砕処理されます。選別されたものは，品目ごとにストックヤードに保管され，その一部は既設区域で破砕処理されます。

次に，廃棄物の搬出につきましては，処理された廃棄物は，廃棄物処理施設の建て屋内で車両に積み込まれ，その後，車両の計量を行い，計画地の敷地から外へ搬出されます。木製チップにつきましては，専用の搬出口より計画地の北側に隣接するバイオパワー勝田のバイオマス発電所の燃料として搬出されます。そして，焼却する品目につきましては，計画地西側に隣接する株式会社カツタの焼却施設に搬出されます。

次に，計画地の周辺における廃棄物の搬入搬出のルートについてご説明いたします。

計画地は，スクリーンのほぼ中央の位置になります。搬入搬出とも同じルートになります。水戸方面，日立方面からは，国道６号または国道245号を通行し，県道瓜連馬渡線を通行いたします。そして，県道瓜連馬渡線から処理施設までの通行経路は，前面道路の市道足崎長砂27号線を通って搬入搬出されます。

次に，計画処理施設による交通量への影響についてご説明いたします。

現在の処理施設からの搬入搬出の車両台数は，往復換算で１日当たり搬入が最大200台，搬出が最大40台，合計で240台となっております。本計画により増加する搬入搬出の車両台数は，往復換算で１日当たり搬入が30台，搬出が10台を見込んでおり，合計で280台となります。廃棄物の運搬時間は，午前８時から午後８時(後程，事務局から「午後５時」と訂正)までとなっております。この時間帯の県道瓜連馬渡線の交通量は，調査した結果，6,138台でありまして，見込んでいる台数40台の増加により，率としましては0.6％の増加となります。

したがいまして，今回の計画処理施設の増設による周辺道路に対する影響は少ないものと判断しております。

最後に，本件施設の立地については，本市の都市計画において支障はございません。都計諮問第９号の概要は以上でございますが，引き続き県生活環境部廃棄物対策課より，生活環境影響調査の結果についてご説明させていただきます。

○事務局　引き続きまして，廃棄物対策課から説明させていただきます。よろしくお願いいたします。

それでは，勝田環境株式会社の今回の事業計画にかかる生活環境影響調査の結果の概要につきましてご説明させていただきます。

本生活環境影響調査につきましても，中間処理施設，これは増設なのですけれども，における周辺環境への影響について予測評価を行ったものでございます。

まず，施設の概要につきまして，先ほど，ひたちなか市さんから説明があったのと重複いたしますけれども，産業廃棄物の処理施設といたしましては，廃プラスチック類，瓦れき類等の破砕処理施設の更新ということでございまして，当該１日当たりの処理能力が11.4トンから554.4トンに変更されております。そのほかに，一般廃棄物処理施設が４台，指定廃棄物処理施設が１台の新設となっております。

こちらの環境への影響につきましては予測評価を行った要因でございますが，施設の稼働，車両の通行，施設排水及び施設からの悪臭の漏えいにつきまして予測評価をしております。項目につきましては，大気質，騒音，振動，悪臭，水質の５項目でございます。

予測位置でございますけれども，水質及び悪臭につきましては，中間処理施設内ということになってございます。その他の項目といたしましては，搬入路，近隣の住居等の環境地点，また，中間処理施設周辺を対象としております。

まず，車両の通行についてですけれども，浮遊粒子状物質，二酸化窒素，騒音振動を予測しております。浮遊粒子状物質につきましては県道沿いにおける浮遊粒子状物質予測値は，１時間値で最大0.056ミリグラム・パー立方メートル，環境基準の１時間値0.2ミリグラム・パー立方メートル，１日平均0.1ミリグラム・パー立方メートルに対して十分小さい値で，寄与率は１％未満ということになっております。

二酸化窒素につきましては，これも県道沿いにおける予測値ですけれども，１時間値で最大0.022ppm，環境基準の0.04から0.06ppmの値に対して十分小さい値でございます。これも寄与率は２％未満ということで算出されております。

続きまして，騒音及び振動ですけれども，県道沿いにおける騒音振動の予測値は，それぞれ69デシベル，42デシベルと環境基準であります70デシベル以下に対して小さい値となっております。

次に，施設の稼働につきましての予測ですけれども，これは粉じん，騒音，振動について予測評価しております。粉じんの敷地内での予測値は，最大で0.52ミリグラム・パー立方メートル，これは基準値の1.5ミリグラム・パー立方メートル以下に対して十分小さい値でございます。

騒音につきましてですが，騒音の施設境界での予測値は，最大で65デシベル，これも基準値65デシベル以下ということで値はクリアしておりますが，これは遮音壁があるのですけれども，この部分，最大値になった部分については，その値を考慮していない値ですので，遮音壁の効果を考慮しますと，これよりも小さい値になると想定されております。振動につきましては，予測値は最大で60デシベル，基準値である70デシベル以下をクリアしております。

続きまして，排水につきましてですけれども，施設の排水につきましては，雨水調整池について予測しております。現状では，水濁法及びひたちなかの公害防止条例に基づく項目については，規制基準未満，変更後も現状と変化がないものと予測されております。ちなみにこれは特定施設がないので，参考のために行った調査でございます。

続きまして，施設からの悪臭の漏えいにつきましてですけれども，現状の測定結果につきましては，特定悪臭物質であるアンモニアが風下0.20ppm，風上0.2ppm，基準値が１ppm以下ということになっておりまして，これ風上のほうが風下より高いということなので，外部からの影響であるということで推察しております。変更後も現状とは変化がないものと予測されます。

また，臭気指数というのはこれは参考で，ひたちなか市は，臭気指数で規制していないのですけれども，筑西市の規制で厳しいほうが12ということで，臭気指数測定を行ったところ10未満ということで，これも十分小さい値となっております。そのほか，事業者といたしましては，環境保全対策を講じるということで，大気につきましては，粉じんの周辺への飛散防止をするために必要に応じて散水し，施設の巡回，監視を行う，また，下のほうですけれども，待機中のアイドリングや空ぶかし等しないように，運転者にそういった教育を徹底するということで，環境保全策を講じるということで申し出ております。

次に，騒音，振動でございますけれども，これにつきましても，環境保全対策として，計画実施後のモニタリング調査，また，敷地内に待車スペース等を設けて，運搬車両が渋滞しないようにする等，環境保全対策を講じるということにしております。

次お願いします。悪臭につきましては，受け入れ設備，保管設備，貯留設備を定期的に点検，保守管理するということで，構内を清潔に保持するために定期的に清掃する。また，生活環境上の支障が生じないように管理し，必要に応じて悪臭の測定及び改善を行うということとしております。

次お願いします。水質ですけれども，これは雨水等の処理の機能を維持するため，雨

水排水路に堆積した土砂があれば速やかに除去し，その他の措置を講じる。また，水質検査を年１回以上実施し，異常を認めた場合には，速やかに必要な措置を講じるということにしております。

以上の結果から，勝田環境株式会社から提出されました生活環境影響調査は，適切に実施されており，その内容は妥当であり，特段問題はないものと認められております。以上でございます。

……

○議　長　ありがとうございました。それでは，ただいまの都計諮問第９号につきまして，ご意見ご質問ございましたら，お願いいたします。

○Ｃ委員　すみません，細かいことの確認で申しわけないのですが，聞き漏らしたかもしれないのですけれども，浄化槽からの排水処理というのは，浸透で考えておられますよね。敷地内処理の，多分。いただいた図面には，浄化槽用の浸透の処理のあれは，絵的には載っていないのですが。

○事務局　ちょっと図面が見がたくなるということで除いてしまったのですが，現時点，今既設事務所の浄化槽なのですが，合併処理浄化槽を設置しておりまして，その処理後の注水に関しましては，ポンプアップ槽を経由しまして，隣接の株式会社カツタの焼却施設のほうの冷却水として使用してございます。

○Ｃ委員　では，敷地またぎするのですか。

○事務局　今回新たに増設する浄化槽に関しましても同様の処理をするという計画でおります。

○Ｃ委員　わかりました。あともう１点，申しわけないのですけれども，新しくできる調整池からの雨水の市道側溝への最終的な，当然，量は調節して流されるというのはわかるのですけれども，これＫＳの300に改修して，というふうに書いてあると思うのです，図面に。これというのは，どういった範囲で，要するに範囲が狭ければ当然貯まる具合が多くなる，流れが悪くなるというか，そういうことも考えられるとは思うのですが，その辺は当然考慮して計画されているということの解釈でよろしいでしょうか。

○事務局　今現在，この側溝に関しましては，普通のＵ字溝が敷設されておりまして，排水管をそこに接続するという形ですと，側溝が壊れるということで，長尺Ｕ字溝，歩道用のＫＳ300というものを設置して，プラス集水桝をつけるということで配管接続，それで市道側溝までの区間，ＫＳ改良するということで計画してございます。

○Ｃ委員　そうすると，その接続する部分だけで，改修工事は行われるという解釈ですか。

○事務局　影響範囲の中での改修ということで，計画しております。

○Ｃ委員　じゃあ，ある程度の長さをとって，スムーズな流れを確保するとか，そういう感覚ではなくて，あくまでもその現時点のＵ字溝が余り芳しくないから，そこが壊れてしまうので，そこを改修するという考え方だけですか。

○事務局　流末の，お手元の図面６－２というところで，図面ちょっと見がたいのですが，流末もＫＵＳの300掛ける300というのが設置されていまして。

○Ｃ委員　流末のほうにあるわけですね。そういう流れができているのですね。

○事務局　薄い点線で書いてある部分に，こちらと。
○Ｃ委員　そこにつながっている，そういうことですか。
○事務局　はい，なので，水，上のほうなので，同様のサイズということで計画しています。
○Ｃ委員　わかりました，ありがとうございます。
○議　長　ほか，ございますか。Ｄ委員。
○Ｄ委員　本件施設は，産業廃棄物と，それから一般廃棄物の分別と二つの機能を備えておりますよね。そういう点では，非常に珍しい施設かなと思うのですけれども，一般廃棄物をいろいろなものに分別していく作業というのは，ものすごく大切だと思うのですよね。だから，この書面見る限り一般廃棄物から，アルミ缶とか，スチール缶とか，ペットボトル，ガラスなんかを分別して，それを破砕するという施設はやる，ここに書いてありますよね。こういうことは，一般廃棄物に関して，各市町村でいずれこんなことやっているのですか，その分別というのは。その辺をお聞きしたいのですが。
○事務局　他市町村でも，資源リサイクルということで分別して収集ということはやっていると思います。ひたちなか市に関しては，同じような形で資源，リサイクルという観点から，ペットボトルですとか缶というのは，以前から分別して回収しております。
○Ｄ委員　ひたちなか市は，何か一般廃棄物関係で火災を出したことがあるのです。それ分別が不十分だったためにそういう火災が発生するということが起きたんじゃないかと私は思っているのです。だから，一般廃棄物の場合は，こういう一定のものを取り除いて，その後はどうするのですか，そのほかのごみは。
○事務局　分別した物に関しては，再資源できないものというのは当然発生しますので，そちらに関しては焼却できるものに関しましては，隣接する株式会社カツタのほうで焼却処分，それ以上焼却もできないというごみに関しましては，最終処分，笠間のエコフロンティアのほうで埋め立て処分ということをしております。
○Ｄ委員　県としましては，その一般廃棄物の分別に対しては，しっかりとやるようにという指導はしているのですか。
○事務局　県としましても，計画に基づいてリサイクルするようにというのは定めております。
○Ｄ委員　私が言いたいのは，選別施設の増設，こういう傾向は非常にいいので，これからどんどんこういう施設の増設等については奨励していくべきだろうというふうに思っているのですが，意外と，一般廃棄物の中にはいろいろなごみがあると思うのですよね。それをきちんと分けていくというのは，近代的なごみ処理のあり方じゃないかと思っておりますので，こういう施設ができることに対して，心から拍手を送りたいなという意味で質問させていただきました。
○議　長　ほか，ございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議　長　それでは，よろしゅうございますか。
○事務局　すみません，一つ訂正がございまして，先ほどの説明の中で，運搬車両の時間帯の説明した際に，「午前８時から午後８時」ということで私のほうで申し上げてしまったのですが，正しくは，「午前８時から午後５時」までとなっております。ここで訂正させていただきます。

○議　長　それでは，都計諮問第９号につきまして，ほかにご意見がないようでございますので，支障なしということでよろしいでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議　長　ありがとうございました。それでは，都計諮問第９号につきましては，支障なしということにいたします。

【都計諮問第１０号　「研究学園都市計画事業中根・金田台特定土地区画整理事業の施行規程及び事業計画の変更に係る意見書について（土地区画整理法第７１条の３第６項，第１５項）」】

○議　長　続きまして，都計諮問第10号　研究学園都市計画事業中根・金田台特定土地区画整理事業の施行規程及び事業計画の変更に係る意見書について事務局から説明願います。

……

○事務局　都市整備課と申します。それでは，都計諮問第10号についてご説明をさせていただきます。お手元の付議案資料の７ページ，こちらをごらんいただきたいと思います。

本案件は，都市再生機構が施行しております中根・金田台特定土地区画整理事業につきまして，施行規程及び事業計画の変更の計画案を縦覧しましたところ，利害関係者から意見書の提出がありましたので，土地区画整理法の規定により付議するものでございます。なお，縦覧期間は平成27年１月６日から１月19日まで，また，意見書は１通で，下の表にありますとおり，集会所にかかわるものが提出をされております。

それでは，スクリーンのほうで，内容については説明をしたいと思っております。なお，お手元の参考資料，黄色い表紙のものでございますけれども，こちらのほうにも，図面などは添付させていただいております。もしスクリーンが見づらいといったようなことがあれば，そちらのほうをごらんいただきたいと思っております。

まず，初めの画面でございます。お手元の資料でいいますと，黄色い表紙の参考資料の１ページの画面でございます。この画面は，事業計画の変更の流れを示しておりまして，都市再生機構の施行地区につきましては画面の左側となっております。特に赤い点線で囲まれた部分，こちらが都市計画審議会の付議事項に当たるものでございまして，県知事は，縦覧の結果，提出された意見書につきまして，都市計画審議会の意見を聞くということとなっております。審議会を経ました後には，県知事は，提出された意見書に，本審議会の意見を付して，国土交通大臣へと送付をいたします。その後，最終的に，国土交通大臣が内容を審査しまして，意見書の採択，不採択を決定するという流れになります。手続の流れにつきましてはこのようになっております。

続きまして，中根・金田台地区の概要について説明をさせていただきます。

まず，最初の画面が所在地でございます。この地区は，つくば市の東部に位置してお

りまして，東京都心から約55キロ，また，ＴＸのつくば駅からは北東に２から４キロの場所に位置しております。

こちらは，お手元では，参考資料，こちらの２ページに記載しました内容を要点として抜粋をしております。当地区の計画の概要でございますけれども，まず，施行面積，こちらは189.9ヘクタール，施行者は，独立行政法人の都市再生機構でございます。施行期間は，清算期間を含み，平成16年度から33年度であり，地区内の計画人口は8,000人でございます。なお，現時点の人口の張りつきといたしましては，約400人といったようなことを調べております。このほか，平均減歩率は32.2％，事業費は約246億円，こういったような規模の土地区画整理事業でございます。

次の画面は，この地区の特徴を示しております。この地区の事業手法の特徴といたしましては，地区全域を対象とした申し出換地を行っているということでございます。敷地に景観緑地などを含みます緑住農住宅一体型住宅地ですとか，古代の役所跡を生かした公園である歴史的緑空間用地，この確保を目的としたものでございまして，地区全域の土地所有者を対象とし，希望する換地先のゾーン，土地利用について申し出を受け付けたものでございます。都市再生機構では，可能な限りこの申し出に沿って換地先を定めていく予定としております。

次の画面からは，当地区の事業計画の変更の内容につきましてお示しをしております。まず，変更の目的でございます。事業を早期に完了させるために，土地利用計画の見直しを行うものでございまして，この工事量の削減による事業の迅速化ですとか，地権者意向の反映を目的としております。

次に，その見直しの内容についてでございますけれども，（１）が土地利用計画についてでございます。特に，地区の南側では，大幅な変更を，また北側では小規模な変更を予定しております。この内容に関する詳細な図面につきましては，この後の画面でもって改めてご説明をさせていただきます。

この画面でいきますと，一番下が（２）事業構造でございます。こちらは，土地利用の変更に付随しまして，一部内容の見直しを行うものでございます。具体には，資金計画の見直しを行っておりますけれども，この総額を263.9億円にするものでございます。なお，平均減歩率につきましては変更はございません。こちらの画面でございますけれども，地区全体の土地利用計画の変更の前と後，こちらの計画を示しております。皆さん方のお手元の資料では，黄色い表紙の参考資料の３ページ，こちらのほうにＡ３判の資料を添付しております。この画面では，左側のほうが現計画，今の計画でございまして，右側が変更後の案ということでございます。

さらに，この土地利用変更の要点をまとめましたものが次の画面でございます。お手元の資料では，４ページに同じものをつけております。大幅な変更は地区の南側におきまして二つほどございますけれども，その一つ目がこの画面，計画建設用地として，保留地の集約を行うものでございます。左の現計画では，赤い点線で囲まれたエリアが幾つか配置されているのがおわかりになるかと思います。これが事業費に充てるために設置する保留地の予定箇所でございました。これを右側の変更後におきましては，保留地を１カ所に集約しまして大規模な画地とします。これによりまして，この保有地の中の道路，公園などの整備量を減らすものでございます。これによりまして，事業の完了までのスピード化を図るということを目的としております。

次の画面が大幅な変更の二つ目でございます。地権者の土地利用意向の反映を行っております。こちらは，先ほどの保留地の位置の変更を行うに当たり，地権者の土地利用の意向を再確認するため，換地先の申し出の受け付けを再び行い，酌み取りました意見を計画に反映させていくものでございます。

具体的には，地権者意向の反映の結果，赤い点線のエリア，緑住ですとか，緑住農街区，景観緑地を含んだ都市ですけれども，これにつきましては，面積を減らして配置することと計画しております。また，青い点線，こちらの一般住宅大街区と沿道街区につきましては面積をふやすこととしております。

以上が，この事業計画変更の概要でございますけれども，１点だけ，追加で補足説明をさせていただきます。

意見書に出てきます集会所に関してでございますけれども，これは変更の前も後も特には位置づけをしておりません。このことをあらかじめ申し添えさせていただきます。ここで，今度は画面でなく，お手元の参考資料の６ページ，横置きのものをごらんいただきたいと思います。

出てきました意見書の要旨とそれに対する施行者の見解を表にまとめております。なお，意見書の原文につきましては，この次の７ページ，こちらのほうに添付をしております。説明は６ページで行いたいと思います。参考資料の６ページの表でございますけれども，左側の表が意見書の要旨でございます。住宅地における住民のコミュニティー及び災害拠点となる集会所をつくることを計画の中に位置づけるべきである。また，県はその上記のことについて施行者に対して指導する必要がある，という内容でございます。

続いて，右側の欄，こちらのほうには，これに対する施行者，都市再生機構の見解を記載しております。住民のコミュニティー形成や防災拠点として集会所は有益な施設であると認識しているが，集会所は一般的に自治会が設置し，管理するものと認識している。また，土地区画整理法では，施行者が集会所を設置することは求めていない，よって，本事業においては，施行者が集会所を設置することは考えていない。その上ですけれども，現段階では，自治会からの集会所の設置の意向は示されておらず，今後，設置の意向が示され，自治会による用地の取得が確実になされることが確認できた場合，集会所用地を公益的施設として事業計画に位置づけることは可能であるが，必ずしも事業計画に位置づけなくても，自治会による集会所の設置は可能である。よって，現段階では集会所について，事業計画へ位置づける必要性はないと考えている。

また，参考ではございますけれども，この右側の欄の一番下に，県の対応についても記載をしております。上記のことについて，県としては，意見書提出者への必要な情報，これは施行者の見解ですとか，集会所にかかわる情報などでございますけれども，こういったものを提供するよう施行者である都市再生機構に対応を要請しております。

以上が，意見書の要旨とそれに対する施行者の見解でございます。なお，参考の情報といたしまして，集会所設置にかかわる状況などを整備しております。再び画面のほうをごらんいただきたいと思っております。

なお，お手元の資料のほうでいいますと，参考資料の８ページ目にも画面と同じものを添付しております。この画面は，中根・金田台地区の周辺における既存の施設の配置状況を整理したものでございます。右下に凡例がございますけれども，緑の点が集会所

でございます。この地区の周辺，この画面では８カ所ほど表示されております。現在は，地区の中にはないのですけれども，地区の周辺にある自治会が管理をしております。

また，市が管理するものとしましては二つ，赤い点が地域交流センター，こちらは地区の周辺に２カ所，青い点が子育て支援センターで，これは地区の中に１カ所ございます。また，黄色い三角，こちらが防災拠点でございまして，つくば市では，市内の小中学校を避難所などの防災拠点に位置づけているのが現状でございます。

続いて，最後の画面でございます。こちらは，集会所機能の確保に向けた行政などのサポートにつきまして確認した内容をまとめております。一つ目でございますけれども，集会所がない場合につきましては，つくば市が管理する地域交流センターなどの既存施設を活用することができるということ。二つ目は，つくば市では，自治会の設立などに関して，相談体制など協力体制を整えているということ。三つ目が，今後自治会による集会所の整備が具体化した場合には，つくば市において補助制度を設けられているということでございます。このような体制となっておりますことを確認しております。

以上が，諮問第10号に関する説明でございます。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

……

○議　長　ありがとうございました。それでは，ただいまの第10号につきまして，ご意見ご質疑をお願いをいたします。Ａ委員。

○Ａ委員　この地区については，今まで何にもなかったところに新しい住居ができていくわけで，いずれそういう住民の自治に対応するような施設が必要であることは，いうまでもないと思います。ただ，それをいつの時点で誰がやるのかというその筋が話になってきて，先ほどの最後に見せていただいた図等を見てみると，基本的には，市が対応して，そういう一つの体系をつくっていくのかなというような気がいたします。そういう中で考えると，今の時点で，事業主体である都市再生機構がやる，しかも何かもう，都市再生機構の先の姿が見えない中で，こういうことの中でやるというのは，ちょっと難しいと思うので，一応現時点としては，意見は採択しなくてもいいのではないかと思っております。

○議　長　ほか，いかがですか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議　長　それでは，特段意見がないようでございますので，本件については，意見書につきましては，施行規程及び事業計画に修正を加えるべき意見ではないということ，あるいはちょっと変えれば，現段階ではというのは，今のＡ委員のあれを入れれば，意見書については現段階では，施行規程及び事業計画に修正を加えるべき意見ではないというぐらいのこと，でよろしいのかなとも思いますが，いずれにしても，修正を加える意見ではないという格好でまとめてよろしゅうございますか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議　長　それでは，ただいまの件，ご異議なしと認めまして，都計諮問第10号については，意見書については，現段階では施行規程及び事業計画に修正を加える意見ではないということで審議会の意見といたします。そのように決したいというふうに思います。

ありがとうございました。

○議　長　それでは，本日の議事審議につきましては以上でございます。
都計諮問第４号から７号については原案どおり可決，第８号及び第９号については支障なし，第10号の意見書については施行規程及び事業計画に修正を加える意見ではないということで，本日付けをもって知事に答申いたします。
　ありがとうございました。

　－　閉　会　－

平成２６年度第３回茨城県都市計画審議会　委員出席状況

組　織	職　名	氏　名	出　欠
学識経験のある者	弁護士	大　津　晴　也	出　席
	筑波大学システム情報系社会工学域教授	谷　口　　守	出　席
	茨城大学名誉教授	山　形　耕　一	出　席
	一級建築士	中　﨑　妙　子	出　席
	茨城県農業会議会長	葉　梨　　衛	出　席
	茨城県経営者協会顧問	川　又　　諭	出　席
	茨城県バス協会会長	米　川　公　誠	出　席
市町村長を代表する者	守谷市長	会　田　真　一	欠　席
	大洗町長	小　谷　隆　亮	欠　席
県議会の議員	茨城県議会議員	桜　井　富　夫	欠　席
	茨城県議会議員	西　條　昌　良	欠　席
	茨城県議会議員	田　山　東　湖	欠　席
	茨城県議会議員	飯　塚　秋　男	出　席
	茨城県議会議員	細　谷　典　幸	欠　席
	茨城県議会議員	長谷川　修　平	出　席
市町村の議会の議長を代表する者	水戸市議会議長	田　口　文　明	出　席
	茨城町議会議長	小　貫　和　通	出　席
関係行政機関の職員	関東財務局水戸財務事務所長	寺　田　早　苗	代理　管財課長 田中　秀
	関東農政局長	末　松　広　行	代理　農村計画部農村振興課課長補佐 佐藤　榮一
	関東経済産業局総務企画部長	畠　山　一　成	欠　席
	関東運輸局長	又　野　己　知	代理　茨城運輸支局長 高橋　芳則
	関東地方整備局長	越　智　繁　雄	代理　企画部環境調整官 箕浦　宏和
	茨城県教育委員会教育長	小野寺　　俊	代理　文化課長 小沼　和美
	茨城県警察本部長	大　平　　修	代理　交通部交通規制課長 関根　義倫

出席　17　名
欠席　　7　名
} 24 名

平成２６年度第３回茨城県都市計画審議会付議案件一覧表

諮問番号	題　　名	決定機関	計　画　内　容
4	水戸・勝田都市計画　区域区分の変更	茨城県	市街化区域への編入　合計　約 74.6 ha 茨城港常陸那珂港区地区（ひたちなか市） 茨城港大洗港区地区　　（大洗町）
5	水戸・勝田都市計画　臨港地区の変更	茨城県	茨城港常陸那珂港区臨港地区の拡大 約57 ha （ひたちなか市）
6	水戸・勝田都市計画　臨港地区の変更	茨城県	茨城港大洗港区臨港地区の拡大　約 17 ha （大洗町）
7	水戸・勝田都市計画　道路の変更	茨城県	３・４・５４和田町常陸海浜公園線の変更 （ひたちなか市）
8	坂東市における廃棄物処理施設の敷地の位置に関する都市計画上の支障の有無について（建築基準法第５１条）	特定行政庁知事	坂東市幸田地内 廃棄物処理施設 破砕（木くず）　処理能力：20.24t/日 破砕（がれき類）処理能力：120.00t/日 破砕（廃プラ類,木くず及びがれき類 ） 処理能力：222.48t/日
9	ひたちなか市における廃棄物処理施設の敷地の位置に関する都市計画上の支障の有無について（建築基準法第５１条）	特定行政庁ひたちなか市	ひたちなか市高野地内 廃棄物処理施設 破砕（廃プラ類,木くず及びがれき類 ） 処理能力：554.40t/日
10	研究学園都市計画事業中根・金田台特定土地区画整理事業の施行規程及び事業計画の変更に係る意見書について（土地区画整理法第７１条の３第６項，第１５項）	－	－
	計７件		